

八郎潟・八郎湖学研究会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は「八郎潟・八郎湖学研究会」と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は秋田県立大学 環境社会学研究室に置く。

（目的）

第3条 本会の目的は、干拓前の「八郎潟」と干拓後の「八郎湖」を連続したものとと
らえて「八郎潟・八郎湖」と呼び、研究者と住民が協働して八郎潟・八郎湖の価値を再
評価し、八郎潟・八郎湖の歴史を未来に活かす新しい学問分野を創造することである

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 八郎潟・八郎湖に関する調査研究
- (2) 「現地セミナー」の開催
- (3) 潟さべり*、研究会、現場調査などの活動の実施

- (4) 八郎潟・八郎湖学を広めるための出前講座の開催
- (5) 八郎潟・八郎湖に関する書籍、小冊子や映像資料などの製作
- (6) 秋田県立大学に「八郎潟・八郎湖アーカイブ」を設置
- (7) その他本会の目的に必要と認められる事業

* 「潟さべり」とは研究者・住民が八郎湖に関するさまざまな話題を提供し、みんなで語り合う会のこと。

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同して入会を申し込み、役員会が承認した者を会員とする。会員には、次の3つの種別を設ける。

- ・正会員：総会における議決権を持つ、個人の会員。
- ・団体会員：代表者1名のみが議決権を持つ、団体の会員。
- ・賛助会員：総会における議決権を持たない、個人または団体の会員。

(会費)

第6条 会員は、種別に応じて、下記の通りの年会費を納入する。

- ・正会員：一口3,000円
- ・団体会員：一口5,000円

・贊助会員：一口 10,000 円（一口以上）

（寄付金）

第 7 条 本会は、会員または会員以外から寄付金を受け取ることができる。

（会員の退会と除名）

第 8 条 会員は役員会に届け出れば、いつでも退会することができる。

本会は、会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたときは、役員会の議決を経て、その会員を除名することができる。

（役員）

第 9 条 本会は次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 幹事 若干名

(4) 監査 1 名

（役員の選任）

第 10 条 役員は総会で選任する。ただし役員の補充は必要に応じて役員会で決定する。

(役員の職務)

第 11 条 会長は本会の事務を総理し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に不測の事態が発生した場合、その職務を代行する。

幹事は本会の目的を円滑に遂行するために必要な業務を執行する。

役員は役員会を組織し、本会が行うべき事務を決議し執行する。

事務局は本会の運営と会計を担当する。

監査は本会の会計の状況を監査し、総会で報告する。

(役員の任期)

第 12 条 本会の役員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第 13 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

(総会の議決事項)

第 14 条 総会では次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任
- (3) 事業報告および収支決算についての承認

(総会の議事)

第 15 条 総会の議決権は正会員、団体会員の代表者のみが有する。

総会の定足数は、議決権（総票数）の 2 分の 1 以上とする。ただし、委任状による出席を認める。

総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第 16 条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を行う。

- (1) 総会の議題の作成
- (2) 総会の権限に属さない事項の議決および執行

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(会則の変更)

第 18 条 この会則は、役員会および総会での会員票数の 2 分の 1 の議決を経なければ
変更することができない。

(解散)

第 19 条 本会の解散は、総会の議決によるものとし、総会に出席した会員の 2 分の 1
以上の同意を得なければならない。

(細則)

第 20 条 細則は役員会が定める。

(設立年月日)

本会の設立年月日は 2018 年 3 月 6 日とする。

この会則は 2018 年 3 月 6 日より施行する。